

## 公開請求の内容及び処理状況

請求日	決定日	公文書の件名	決定内容	非公開事由 (7条該当号)	担当局	担当
平成29年 12月7日	平成29年 12月21日	・弁護士業務委託契約等の実績の取りまとめ等について ・訴訟事件の委任弁護士の選任状況等について（回答）	公開	号	総務局	行政課（法務グループ）
平成29年 12月7日	平成29年 12月21日	・判決正本（写し）の供覧について（面談強要行為等差止等請求事件） ・訴訟事件に係る弁護士報酬額等の情報提供について	部分公開	1号	総務局	行政課（法務グループ）
平成29年 12月12日	平成29年 12月26日	・支出負担行為決議情報「第41回大阪市個人情報保護審議会（部会）の開催及び同経費の支出について」 ・支出命令情報・振替情報「第41回大阪市個人情報保護審議会（部会）委員報酬の支出について」	部分公開	1号	総務局	行政課（情報公開グループ）
平成29年 12月18日	平成30年 1月10日	大阪市の実施機関が保有する情報の提供及び公表の実施に関する指針	公開	号	総務局	行政課（情報公開グループ）
平成29年 12月18日	平成30年 1月10日	公開請求に係る説明において、追加の資料を求めた場合、その公開については期限がないとの説明（12月13日生野区職員からの入電において）。追加文書の公開期限について定めた規則等。ただし、そもそも公開すべき文書について。総務局保有分。	不存在	号	総務局	行政課（情報公開グループ）

請求日	決定日	公文書の件名	決定内容	非公開事由 (7条該当号)	担当局	担当
平成29年 12月18日	平成30年 1月4日	H29. 12. 12付大福祉第3055号不存在による非開示決定通知書の理由に「…情報提供として扱われる案件…政策企画室広聴担当あてに単に伝達…決裁文書を作成しておらず…」とある。市民の声を情報提供として扱った場合について広聴担当が決裁を作成した場合その決裁文書。(注)広聴担当とは全所属についてである。 (総務局に係るものについて)	不存在	号	総務局	総務課 (総務グループ)
平成29年 12月21日	平成30年 1月4日	公開請求に対する公開決定通知書にある公文書の件名が公文書を特定できる内容でない場合申請人は大阪市に対してどのような対応できるのかが確認できる文書のすべて。審査請求以外について。	不存在	号	総務局	行政課 (情報公開グループ)
平成29年 12月27日	平成30年 2月9日	公益通報のうち第一義的には所属で対処すべき事項とされた案件の調査状況等について (依頼) (平成28年度上半期受付分)	公開	号	総務局	監察課
平成29年 12月27日	平成30年 2月9日	・大阪市公正職務審査委員会の審議結果について (第110回第2部会 (資料1)) (供覧) ・大阪市公正職務審査委員会の審議結果について (第111回第1部会 (資料1・1-2・追加情報)) (供覧) ・大阪市公正職務審査委員会の審議結果について (第111回第2部会 (資料1)) (供覧) ・大阪市公正職務審査委員会の審議結果について (第112回第2部会 (資料2~4)) (供覧) ・大阪市公正職務審査委員会の審議結果について (第112回第1部会 (資料2・4)) (供覧)  他3件	部分公開	1 2 5 7 号	総務局	監察課

請求日	決定日	公文書の件名	決定内容	非公開事由 (7条該当号)	担当局	担当
平成29年 12月27日	平成30年 1月16日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公益通報に係る審議結果について（平成26年10月21日閲了）</li> <li>・公益通報に係る審議結果通知に基づく対応について（平成26年11月7日決裁）</li> <li>・公益通報に係る審議結果通知に基づく事実確認及び措置について（平成27年1月28日決裁）</li> <li>・公益通報に係る審議結果について（平成28年3月31日閲了）</li> <li>・公益通報に係る審議結果通知に基づく事実確認及び措置について（平成28年4月28日決裁）</li> </ul>	部分公開	17号	総務局	総務課（総務グループ）